

島根県報

号外第五八号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

目 次

企規程

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

一 二

島根県公営企業管理規程

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県企業管理規程第四号

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年島根県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務手当）

第七条の二 条例第十二条第一項の管理者の定める時間は、次の各号に定める時間とする。

一 休日が属する週（島根県企業局職員就業規程（昭和四八年島根県公営企業管理規

程第一号。以下「就業規程」という。）第九条に規定する休日が属する週をいう。以下「当該週」という。）において、職員が休日勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給

された場合に、当該週に就業規程第六条に規定する週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替え等」という。）により勤務時間が割り振られたときの次の時間

イ 当該週の勤務時間が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条第一項に規定する時間（以下「法定労働時間」という。）に当該休日勤務した時間を加えた時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間（条例第十二条第二項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した時

間

ロ 当該週の勤務時間が法定労働時間に当該休日勤務した時間を加えた時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日勤務した時間数に相当する時間（就業規程第五条第一項に規定する職員（以下「交替制等勤務職員」という。）について、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間を超える場合は法定労働時間に当該休日勤務した時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間とし、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間に満たない場合は当該休日勤務した時間に次号ロに該当する時間を加えた時間数に相当する時間とする。）

二 交替制等勤務職員について、法定労働時間に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替え等により勤務時間が割り振られたときの次の時間（前号に該当する場合を除く。）

イ 当該週の勤務時間が法定労働時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間が超えて勤務した時間

ロ 当該週の勤務時間が法定労働時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、法定労働時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

条例第十二条第二項の管理者の定める額は、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県報

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県公営企業管理規程第五号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和四八年島根県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「含む一週間（監督若しくは管理の地位にある者又は交替勤務者のいずれかに該当する職員については、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間内）」を「起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の期間」に改める。

第三十三条の表第二条第一号の項中「島根県行政組織規則（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「島根県行政組織規則（平成十五年島根県規則第三十号）」に改める。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号）の一部を

次のように改正する。

第十二条の十一の三中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第十二条の十一の五中「次に掲げるものを」「特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当する」と人事委員会が認めるものであること」に改め、各号を削る。

第十二条の十一の九及び第十二条の十一の十第一号中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第十三条の二に次の二項を加える。

2 条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に定める時間とする。一 休日が属する週（条例第十二条に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等が属する週をいう。以下「当該週」という。）において、職員が休日勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に勤務時間条例第五条に規定する週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替え等」という。）により勤務時間が割り振られたときの次の時間

イ 当該週の勤務時間が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条第一項に規定する時間（以下「法定労働時間」という。）に当該休日勤務した時間を加えた時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間（条例第十三条第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した時間

ロ 当該週の勤務時間が法定労働時間に当該休日勤務した時間を加えた時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日勤務した時間数に相当する時間（勤務時間条例第四条第一項に規定する職員（以下「交替制等勤務職員」という。）及び再任用短時間勤務職員について、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間を超える場合は法定労働時間に当該休日勤務した時間に加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する

時間とし、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間に満たない場合は当該休日勤務した時間に次号口に該当する時間を加えた時間数に相当する時間とする。)

二 交替制勤務職員及び再任用短時間勤務職員について、法定労働時間に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替え等により勤務時間が割り振られたときの次の時間（前号に該当する場合を除く。）

イ 当該週の勤務時間が法定労働時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

ロ 当該週の勤務時間が法定労働時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、法定労働時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

3 条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める割合は、百分の二十五とする。

第十四条の二中「時間に」を「全時間に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第十三条第三項の規定による時間外勤務手当は、週休日の振替簿により勤務を命ぜられた職員に対して割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（第十三条の二第二項に規定する時間を除く。）について支給する。第十五条の三の二第一項中「管理職員の占める職に係る別表第三に掲げる支給割合に応じ、次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、各号を次のように改める。

一 管理職員 管理職員の占める職に係る別表第三に掲げる支給割合に応じ、それぞれに定める額

イ 百分の二十五 一万二千円

ロ 百分の二十 一万千円

ハ 百分の十四 六千円

ホ 百分の十 四千円

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第七号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受けける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受けける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 一万二千円

ロ 四号給及び五号給 一万千円

ハ 二号給及び三号給 八千円

ニ 一号給 六千円

四 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員（三号給以下の号給を受ける職員を除く。）

四 任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（四号給以下の号給を受ける職員を除く。）

三 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員（三号給以下の号給を受ける職員を除く。）

四 任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（四号給以下の号給を受ける職員を除く。）

第十六条の九第一項を削る。

第十六条の十中「理由を付して」を削る。

第十六条の十一中「（次条において「処分説明書」という。）」を削る。

第十六条の十二を削り、第十六条の十三を第十六条の十二とする。

第十三条中「第十四条の二」を「第十四条の二第一項」に改め、「命令簿」の下に「同条第二項に規定する週休日の振替簿」を加える。

別表第三知事の事務部局の項中「同部長」を

「政策企画局長」に、
「本庁部長」

「水産事務所長」に、「産業技術センター次長」を
「産業技術センター統括技術部長」に、「高規格道路事務所長」を

「高規格道路事務所長」に、「出納監察監」を
「出納監察監」

東京事務所長
支庁長

総務事務所長(浜田総務事務所に限る。)

県立大学事務局長

東京事務所長

県立大学事務局長

支庁長

総務事務所長(浜田総務事務所に限る。)

統括政策企画監

本庁次長

同参事

中山間地域研究センター所長

に、「美術館副館長」を

中山間地域研究センター所長
美術館副館長

に、「本庁次長」を
「本庁参事」

に、「支庁健康福祉局部長」を
「支庁健康福祉局部長」

に、「県立大学留学生センター長」を
「中山間地域研究センター部長」

に、「本庁センター長」を
「本庁センター長」

に、「出納監察監」を
「出納監察監」

「しまねの味開発指導センター所長」に改め、教育委員会の項中

農業大学校教授
中海千拓営農センター所長
農業大学校教授

「しまねの味開発指導センター所長」を
「中海千拓営農センター所長」

「農業大学校教授」を
「中海千拓営農センター所長」

に、「本庁センター長」を
「本庁センター長」

農業大学校校長

中山間地域研究センター所長

本庁次長

同参事

農業大学校校長

中山間地域研究センター所長

本庁次長

同参事

農業大学校校長

東京事務所次長

同参事

東京事務所次長

女性相談センター所長

女性相談センター所長

に、

林業技術センター所長

を

に、

水産事務所長

を

ろう学校事務長(松江ろう学校に限る。)

養護学校事務長(松江養護学校、出雲養護学校、益田養護学校及び松江清心養護学校に限る。)

任期付研究員 条例第五条第二項の給料表	任期付研究員 条例第五条第一項の給料表	五号給以上の給料月額を受ける職員 二号給及び一号給の給料月額を受ける職員 四号給及び三号給の給料月額を受ける職員 二号給及び一号給の給料月額を受ける職員	百分の十五 百分の十 百分の十五
すべての職員	百分の五		

別表第七医療職給料表(3)の項の次に次のように加える。

「事務局主査
事務局監査監」と改める。

「查委員の事務部局の項中「事務局次長」を「事務局次長
事務局課長」に、
事務局課長
事務局主査
事務局監査監」と改め、監

高等学校事務長（安来高等学校、松江北高等学校、松江南高等学校、松江東高等学校、松江工業高等学校、松江商業高等学校、松江農林高等学校、三刀屋高等学校、出雲高等学校、出雲工業高等学校、出雲商業高等学校、出雲農林高等学校、大社高等学校、大田高等学校、邇摩高等学校、川本高等学校、浜田高等学校、浜田商業高等学校、浜田水産高等学校、益田高等学校、益田産業高等学校及び隠岐高等学校に限る。）
盲学校事務長（松江ろう学校に限る。）
養護学校事務長（松江養護学校、出雲養護学校、益田養護学校、松江清心養護学校及び江津清和養護学校に限る。）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則
任期付職員条例第四条第一項の給料表

五号給以上の給料月額を受ける職員 二号給及び一号給の給料月額を受ける職員	百分の二十 百分の十五
二号給及び一号給の給料 月額を受ける職員	百分の十

平成15年3月28日

島根県報

号外第58号 (6)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行